

(別添)

令和7年度の「その他の乳製品」 第2の4の要件に該当する者の申請について

令和7年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて、第2の4の要件に該当する者の申請に際しては、以下を参照して、申請登録及び提出書類等を準備してください。定められた期間内に、正確な申請登録や書類の提出が行われない場合、各手続が無効となり、割当ては受けられないので御注意ください。

1 申請登録申込から関税割当証明書の発給までの流れ

手続事項等	日時、期間等	掲載場所、宛先、提出先等
(1) 申請登録	令和7年4月1日(火)午前10時から同年4月10日(木)正午まで	農林水産省のウェブサイト(※)
(2) 申請登録番号の通知	令和7年4月14日(月)14時頃	農林水産省のウェブサイト(※)
(3) 公開抽選の実施	令和7年4月17日(木)10時30分から	Teamsによる公開((1)の申請登録で登録したメールアドレス宛に会議アドレスを連絡)
(4) 公開抽選結果(申請順位)の公表	令和7年4月21日(月)14時頃	農林水産省のウェブサイト(※)
(5) 申請書類の提出	令和7年4月22日(火)から同4月25日(金)必着	電子メール又は郵送等
(6) 送付先登録		発給対象者に(1)の申請登録で登録したメールアドレス宛に、登録フォーマットを案内
(7) 関税割当証明書の発給	発給日: 令和7年6月2日(月)	(6)で登録した宛先に順次発送

※ 農林水産省ウェブサイト

(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/kanzeiwaiate.html/wto_2.html) より、御確認をお願いいたします。

2 注意事項

(1) 申請登録

- 関税割当公表第2の4の資格に基づく申請に際しては、必ず農林水

産省のウェブサイトから申請登録の申込みを行ってください（ウェブ登録のみでは、申請を行ったとはみなされません。ウェブ登録と併せて、申請書類の提出が必要です。）。

- ・ 各法人もしくは個人事業者による登録は、申請期間内に 1 回のみとします。
- ・ 登録後、農林水産省からは、各法人又は個人事業者宛てに、登録完了に関するメール等での通知を行いません。
- ・ 登録完了後、登録内容の修正は出来ません。
- ・ 申請登録期間終了後、複数回の登録や入力事項に不備等が発見された場合は、申請登録番号は付与されません。

（２）申請登録番号の公表

（１）の申請登録を行った者に申請登録番号を付与し、農林水産省ウェブサイトにて公表します。

申請したにもかかわらず申請登録番号リストの申請者欄に氏名等が掲載されていない等、疑義がある場合は、以下の受付期間内に御連絡願います。登録した事実が確認できる場合に限り、申請登録番号リストに追記します。

受付期間：令和 7 年 4 月 14 日（月）～令和 7 年 4 月 16 日（水）

受付時間：平日 午前 10 時から正午まで

連絡先：農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班（一般関税割当担当）
（電話：03-6744-2127）

（３）公開抽選の実施

一連番号方式（「3 抽選方法（一連番号方式）の概要」を参照）による公開抽選（Teams により公開）を行い、申請順位を決定します。

Teams によって抽選の様子を公開します。公開用のビデオ会議のリンクは、抽選開始時間の 30 分前までに、申請登録時に登録されたメールアドレス宛に一斉送信します。

※ Teams に関する技術的なお問い合わせにはお答えできません。

※ 受信者側のエラーでメールが届かないケースが散見されます。いかなる理由であっても、Teams によるビデオ会議に参加できない場合は、公開抽選結果の公表をお待ちください。結果の公表までは、抽選に関するお問い合わせにはお答えできません。

（４）公開抽選の結果の公表

（３）の公開抽選の結果は、農林水産省のウェブサイトにて公表します。申請順位に関する個別のお問い合わせは受け付けません。また、農林水

産省から連絡することはありませんので、各自でウェブサイトをご確認ください。

(4) 申請書類の提出

申請書類の提出期間内に、申請手続を十分理解した者が御提出ください。
農林水産省が申請書類の不足や記載不備を指摘することはありません。
なお、次に掲げる場合は、申請登録申込、申請登録番号又は申請順位が無効となりますので、御注意ください。

- ① 同一の法人又は個人事業者による複数の申請登録申込が判明した場合（例えば、支店ごとに申請登録申込を行った場合等）
- ② 指定された期間に申請書類が受付担当課に届かなかった場合
- ③ 申請書類の不備等により、申請資格を満たしていることを確認できない場合
- ④ ①～③の他、申請書類の不備等により、正しく申請が行われたと判断できない場合

(5) 送付先登録と関税割当証明書の送付

申請期間終了後、申請順位が上位の申請書類から順に審査を行い、定められた割当数量に達するまで割当を行います。割当対象者は、(1)で登録したメールアドレスに送付先登録のメールが届くので、メールが届いたら送付先登録を行ってください。関税割当証明書が発給されたら、登録された送付先に関税割当証明書が順次発送されます。

※ 発給対象とならなかった者には、農林水産省から連絡は行いません。

3 抽選方法（一連番号方式）の概要

以下の手順で、0 から 9 までの番号が付された 10 個の抽選玉により抽選結果表に数字を記録し、当該数字の組み合わせによって申請登録番号を指定することで、申請登録番号ごとに申請順位を決定します。

(1) 作業①：下 1 桁の位（一の位）の表を埋めます。

10 個の抽選玉を全て抽選機に入れ、抽選機を操作して一個ずつ抽選玉を出します。出てきた順番に下 1 桁の位の表を埋めます。

(進行例 1) 申請登録者数が 143 人で、申請順位を決定する。

下 1 桁の位を抽選。10 個の抽選玉を入れた抽選機から「4」「0」「9」

「7」・・・と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下1桁（一の位）	4	0	9	7	・	・	・			

（2）作業②：下2桁の位（十の位）の表を埋めます。

各桁ごとに、作業①と同様の手順で表を埋めます。

（進行例2）作業①により、下1桁は抽選済み。次に、下2桁の位を抽選。10個の抽選玉を入れた抽選機から「3」「5」「1」「8」・・・と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下1桁（一の位）	4	0	9	7	1	3	6	2	5	8	作業①済み
下2桁（十の位）	3	5	1	8	・	・					作業②

（3）作業③：最高位（百の位）の表を埋めます。

申請登録者数が400人台であれば、最高位が百の位となり、「0」「1」「2」「3」「4」の5個の抽選玉を抽選機に入れ、作業①と同様の手順で表を埋めます。

（進行例3）作業②により、下1桁、下2桁は抽選済み。次に、最高位（下3桁の位）を抽選。申請登録者数＝143人であることから、「0」「1」の2個の抽選玉を入れた抽選機から「0」「1」と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下1桁（一の位）	4	0	9	7	1	3	6	2	5	8	作業①済み
下2桁（十の位）	3	5	1	8	7	9	0	4	2	6	作業②済み
下3桁（百の位）	0	1									作業③済み

（4）作業④：申請順位を決めます。

作業①～③により埋められた「抽選結果表」をもとに、若い桁ごとに上位の桁をスライドさせて、申請順位1位から順番に143位まで、その順位に対応する申請登録番号が決定します。

（進行例4）〈抽選結果表〉の下1桁（一の位）の抽選順位1位が「4」であることから、申請登録番号の下1桁（一の位）が「4」の者について、申

請順位が決定する。

具体的には、下 1 桁「4」・下 2 桁「3」・下 3 桁「0」（＝申請登録番号 034）が申請順位 1 位、下 1 桁「4」・下 2 桁「3」・下 3 桁「1」（＝申請登録番号 134）が申請順位 2 位となる。次に下 2 桁（十の位）の抽選順位 2 位の「5」にスライドさせ、下 1 桁「4」・下 2 桁「5」・下 3 桁「0」（＝申請登録番号 054）が申請順位 3 位となる。申請順位 4 位は、下 1 桁「4」・下 2 桁「5」・下 3 桁「1」（＝申請登録番号 154）となるが、申請登録番号 154 は該当者なしとなる。そのため、下 2 桁（十の位）の抽選順位 3 位の「1」にスライドさせ、下 1 桁「4」・下 2 桁「1」・下 3 桁「0」（＝申請登録番号 014）が申請順位 4 位となる。

結果、下 1 桁「4」については、034、134、054、154（該当者なし）、014、114、084、184（該当者なし）、074、174（該当者なし）、094、194（該当者なし）、004、104、044、144（該当者なし）、024、124、064、164（該当者なし）となり申請順位 1 位から 14 位が決定する。

次に下 1 桁「0」について、030、130、050、150（該当者なし）、010、110、080、180（該当者なし）、070、170（該当者なし）、090、190（該当者なし）、000（該当者なし）、100、040、140、020、120、060、160（該当者なし）となり、申請順位 15 位から 28 位が決定する。このようにして申請順位 1 位から 143 位が決定していく。

以上より、申請登録者 143 者中、申請順位上位 25 者（1 位から 25 位）は、申請登録番号 034、134、054、014、114、084、074、094、004、104、044、024、124、064、030、130、050、010、110、080、070、090、100、040、140 となる。

（５）作業④の結果、以下の表を農林水産省ウェブサイトにて公表します。

【例】抽選結果表（申請順位→申請登録番号）

申請順位	申請登録番号
------	--------

1	034
2	134
3	054
—	154 (該当なし)
4	014
5	114
6	084
—	184 (該当なし)
7	074
—	174 (該当なし)
8	094
—	194 (該当なし)
9	004
10	104
11	044
—	144 (該当なし)
12	024
13	124

申請順位	申請登録番号
14	064
—	164 (該当なし)
15	030
16	130
17	050
—	150 (該当なし)
18	010
19	110
20	080
—	180 (該当なし)
21	070
—	170 (該当なし)
22	090
—	190 (該当なし)
—	000 (該当なし)
23	100
24	040
25	140